

全国専修学校一般課程各種学校協会

平成10年11月10日施行
平成12年7月18日一部改正
平成23年6月29日一部改正
平成30年6月12日一部改正

会 則

全国専修学校各種学校総連合会

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、全国専修学校一般課程各種学校協会と称する。

(組 織)

第2条 この会は、全国専修学校各種学校総連合会(以下「全専各連」という。)が設置する課程別部会として組織する。

(事務局)

第3条 この会の事務局を全専各連内に置く。

(会員資格)

第4条 この会の会員は、全専各連に所属する一般課程を設置する専修学校及び各種学校の代表者とする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第5条 この会は、社会の要請に応えるため一般課程を設置する専修学校及び各種学校教育の質的向上を図るべく、教育内容の整備、改善をはじめ一般課程を設置する専修学校及び各種学校の振興に必要な諸施策を推進することを目的とする。

(事 業)

第6条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 一般課程を設置する専修学校及び各種学校の教育内容の充実と質的向上のための諸事業
- ② 一般課程を設置する専修学校及び各種学校の振興のための諸施策
- ③ 関係団体並びに会員相互間の情報交換・調査研究及び協議
- ④ その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 役 員

(役 員)

第7条 この会に次の役員を置く。

- ① 会 長 1名
- ② 副会長 若干名
- ③ 理 事 15名以内
- ④ 監 事 2名

(役員を選任)

第8条 理事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長は理事の中から理事の互選によって選任し、総会の承認を得るものとする。
 - 3 監事は理事会が総会の承認を得て任命する。
- なお、監事は監事以外の役員を兼ねることができない。

(役員職務)

第9条 会長は会務を総括し、この会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事はこの会の会務を処理する。
- 4 監事は、この会の業務及び会計を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員はその任期が満了しても、後任者が決定するまでは、なおその職務を行う。

(顧問及び相談役)

第11条 この会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の推薦によって会長が委嘱し、任期については前条を準用する。

第4章 会議

(会議の種別)

第12条 この会は、次の会議によって運営する。

- ① 総会
- ② 理事会
- ③ 委員会

(総会)

第13条 総会はこの会の最高議決機関であって、会員をもって構成し、毎年1回、定例総会を会長が招集する。ただし、理事会が必要と認めた時、又は会員総数の3分の1以上

から要求があったときは、会長は臨時に総会を招集しなければならない。

2 総会の議長は、出席者の中から会長が指名することができる。

(総会の定足数等)

第14条 総会は前条に定める構成員の3分の1以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、委任状提出者は出席とみなす。

2 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第15条 理事会はこの会の執行機関であって、必要に応じ会長が招集する。

2 理事会の議長は会長が務める。

(委員会)

第16条 会長はこの会の事業を推進するため必要と認める場合は、理事会に諮り委員会を設置することができる。

2 委員会は、会長が指名する委員長、副委員長、委員をもって構成する。

3 委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会においてこれを定める。

第5章 経費及び会計

(経費)

第17条 この会の事業に要する経費は、全専各連よりの協会運営費及びその他の収入をもってこれに充てるものとする。

(収支予算)

第18条 この会の事業に伴う収支予算は、会長が編成し、総会の議決を経なければならない。

2 前1項に定める総会の議決がやむを得ない事情のため得られない場合には、総会の議決を得るまでの間、前会計年度の収支予算に準じて執行する。

(収支決算)

第19条 この会の収支決算は、会長が作成し、監事の意見を付け総会の承認を受けなければならない。

(特別会計)

第20条 この会に必要な場合は、総会の議決を経て特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第21条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第22条 この会則は、総会において出席会員数の2分の1以上の議決を経なければ変更できない。

(解散)

第23条 この会を解散しようとするときは、総会において出席会員数の3分の2以上の議決を経た後、全専各連会則第29条に定める全専各連理事会の承認を経なければならない。

第7章 補則

(細則)

第24条 この会則施行についての細則は、会長が理事会の承認を経て別に定める。

附 則

この会則は、平成10年11月10日から施行する。

この会則は、平成23年6月29日から改正施行する。

この会則は、平成31年4月1日から改正施行する。ただし、役員任期は会則第10条第1項に定める期間とするが、平成31年6月の定例総会で役員改正を行い、残任期間を引き継ぐものとする(平成30年6月12日定例総会)